

宮津市廃棄物減量等推進審議会

第2回全体会 次第

日時：令和4年9月30日(金)

午後2時00分から

場所：宮津市福祉・教育総合プラザ
第1コミュニテールーム

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

- (1) 令和4年6月6日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会について 資料1
- (2) 令和4年9月2日開催の第1回資源循環検討部会について 資料2

4 議 事

- (1) 宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）について 資料3

- (2) ごみ減量化について（宮津市ごみ減量化及び資源化調査等） 資料4

- (3) 今後の取組について
 - ・ 大型ごみ収集運搬について 資料5
 - ・ し尿くみ取り手数料について 資料6
- (4) その他

5 閉 会

宮津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿(任期 R4.6.6～R6.6.5)

(敬称略)

| 団体名等 | 委員氏名 | 団体での職名等 | 備考 | 9/30出欠 |
|--|-------|---------------------|-----|-----------|
| 宮津市自治連合協議会 | 瀬戸 享明 | 副会長 | | 欠席 |
| 〃 | 八尋 慈教 | 副会長 | 副会長 | 出席 |
| 宮津市地域女性の会 | 黒岡 芳子 | 会長 | | 出席 |
| 〃 | 中西 幸子 | 副会長 | | 出席 |
| 社会福祉法人成相山青嵐荘 | 矢野 順子 | 特別養護老人ホーム青嵐荘 施設長 | | 欠席 |
| 社会福祉法人北星会 | 笠井 裕代 | 特別養護老人ホーム天橋の郷 施設長 | | 出席 |
| 大和リゾート株式会社 Hotel & Resorts KYOTO-MIYAZU | 古橋 由季 | 営業部 フロント担当 課長 | | 出席 (リモート) |
| ハーベスト株式会社 宮津工場 | 小畑 晴美 | 工場長 | | 出席 |
| 株式会社にしがき | 松田 高正 | スーパー事業部 営業次長 | | 出席 |
| 宮津商工会議所 | 谷口 政史 | 副会頭 | | 出席 |
| 宮津商工会議所女性会 | 小谷 美穂 | 副会長 | | 欠席 |
| 一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 天橋立地域本部 | 幾世 健史 | 天橋立観光協会 副会長 | | 欠席 |
| 宮津天橋立観光旅館協同組合 | 小西 均 | 理事 | | 出席 |
| 京都府立大学 | 山川 肇 | 生命環境科学研究科 環境科学専攻 教授 | 会長 | 出席 |
| 福知山公立大学 | 谷口 知弘 | 地域経営学部 地域経営学科 教授 | | 欠席 |

オブザーバー

| 団体名等 | 氏名 | 団体での職名等 | 備考 | 9/30出欠 |
|------------------|-------|--------------|----|--------|
| 株式会社 J E P L A N | 岩崎 靖之 | 営業業務課 エキスパート | | 出席 |
| 京都府丹後保健所 | 片山 禎彦 | 技術次長兼環境衛生課長 | | 出席 |
| 宮津与謝環境組合 | 居村 真 | 事務局長 | | 出席 |

宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）について【資料3】

1.国の動き

◎ 廃棄物の大量発生、最終処分場のひっ迫を背景

1997年 容器包装リサイクル法

- 家庭排出ごみの重量の2割、容積の6割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを促進し、廃棄物の減量化と資源の有効利用を図る

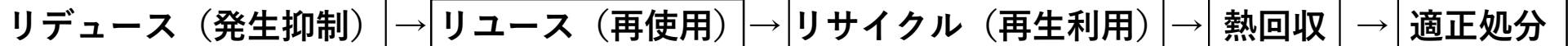
消費者による分別排出、市町村の分別収集、事業者によるリサイクルを基本

2000年 循環型社会形成推進基本法

- 物質の効率的な利用やリサイクルを進めることで、資源消費の抑制、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成

(1)廃棄物・リサイクル対策の総合的かつ計画的に推進する基盤整備

(2)個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備



2006年 改正容器包装リサイクル法制定

3Rの推進、社会的コストの効率化、関係者の連携を柱に改正

1.国の動き

◎ 海洋プラスチックごみ問題・気候変動問題などへの対応するため

2018年 第4次循環型社会形成推進基本計画（閣議決定）

- ・ 持続可能な社会づくりとの統合的取組（環境、経済、社会的側面を統合的に向上）
- ・ 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環（プラスチック、バイオマス、金属、土石・建設材料、その他製品）

2019年5月 「プラスチック資源循環戦略」 策定

- ・ **3R + Renewable（再生可能資源への代替）**を基本原則に**プラスチックの資源循環を総合的に推進**
 - 「2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制」「2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用」の目標値を設定
 - 容器包装リサイクル法省令が改正され、2020年7月からレジ袋が有料化

2020年10月 「2050年CO2排出ゼロ」方針を表明

1.国の動き

2021年 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラ製品の設計から廃プラの処理までに関わるあらゆる主体がプラスチック使用循環等の取組（3R + Renewable）を促進する措置を講じ、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与

① 設計・製造段階

- 廃プラスチックの排出抑制、再資源化に資する環境配慮設計指針の策定
- 指針に適合した製品の認定制度の創設。国はグリーン購入法上の配慮、リサイクル設備への支援

② 販売・提供段階

- ワンウェイプラの提供事業者（小売・サービス業等）に使用の合理化（例：有償化、使用の意思確認等）を求め、廃プラの排出抑制を目指す
- 提供事業者への指導、助言、多量提供事業者の取組みが著しく不十分な場合は勧告、公表、命令など

③ 排出・回収・再資源化等

- 排出事業者の排出抑制、再資源化の促進
- 製造・販売事業者等による自主回収の促進
- 市区町村によるプラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック資源の分別収集・再商品化の促進

1.国の動き

2021年 地球温暖化対策の推進に関する法律 一部改正

2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけるとともに、その実現に向けた地域の再エネを活用した脱炭素化等の取組を推進

- 地域の再エネを活用した脱炭素化促進事業を推進するための計画・認定制度の創設
- ① 市町村は、温暖化対策実行計画において、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）の地域方針（促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等）を定める
- ② 市町村から、実行計画に適合していることの認定を受けた地域脱炭素化促進事業については、関係法令の手續のワンストップ化等の特例措置

2.京都府の動き

2020年12月 京都府地球温暖化対策条例改正 ・ 2050までに温室効果ガス排出量実質ゼロ

2021年1月 京都府プラスチックごみ削減実行計画策定

○使い捨てプラスチックの削減

全市町村で、容器包装のリデュースや効果的な回収に向けて、小売業者と連携した取組みの実施

（具体策：プラットフォームの設置、小売業者等向けに食品トレー等の効率的回収・リサイクルシステムの普及、マイバックや風呂敷、マイボトルの利用拡大）

○プラスチックごみの3Rの推進

プラスチック類を大量に排出する事業所において重点的な排出抑制の推進

マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルの推進

（具体策：事業者によるプラスチックごみ削減計画の策定の推進、3Rに係る研究開発や施設整備への援充実、先進的に取り組む事業者の公表）

○海洋プラスチックごみ対策

全市町村で、企業等と連携し、内陸域と一体となった発生抑制対策の推進（具体策：関係市町、漁業者、企業と連携した海洋プラスチックごみの回収の促進、内陸域を含めた市町村、企業と連携した清掃活動の実施）

2.京都府の動き

2022年3月 京都府循環型社会推進計画策定

- 廃棄物が限りなく削減される循環型社会（ワンウェイプラスチックの削減、製品の長寿命化等）
- 環境負荷の低減と経済の好循環が創出される脱炭素社会（廃棄物処理に伴う温室効果ガス40%削減等）
- 安心・安全な暮らしを支える社会（不法投棄撲滅、災害廃棄物処理体制の構築等）
- オール京都体制での循環型社会づくり

3.宮津市の現状と課題

【ごみの排出】

市のごみ排出量は、ごみ処理の有料化や3Rの推進等により着実に減少し、今後も同様と想定。一方、多くの観光客が来訪するため、一人当たりのごみ排出量は近隣市町より多い。
(R4年度、環境組合負担金が人口割からゴミ量割に変更。市の負担は約4千万円増額)

- 市民1人1日当たりのごみの排出量は1,030g。府800g，全国930gと比較して多い。(2014年～2018年の平均)
- 一部の大口事業所を除き事業所から排出される廃棄物は、市が収集している。(こうした取扱いは府内でも宮津与謝地区のみ)
- 人口減少と高齢化の急速な進行により、今後、「農業の担い手不足による遊休農地へのゴミの不法投棄」「空き家の増加によるごみの増加」「ごみ出しが困難となる高齢者の増加」「ごみステーションの運営困難地域の発生」などが想定

3.宮津市の現状と課題

【ごみ分別・資源化】

- 市民のごみ分別意識・行動は府内でもトップクラスであるが、分別等のゴミの資源化の取組が不十分な地域がある。
 - ・資源ごみ量については、H26～概ね横ばいで推移。ごみの資源化率は府平均と比べ高い。プラスチックごみの資源化は府内で最も進んでいる。
 - ・観光地で収集されるペットボトルは、洗浄が不十分で資源化に支障が生じている。
 - ・市は、事業者等による資源循環の具体の取組を把握できていない。
 - ・宮津与謝クリーンセンターは、「メタン化施設」など府内でも最先端のエネルギー回収型廃棄物処理施設である。
 - ・市内でのフリーマーケット、リユースショップなど不用品のリユースの取組が未実施。
 - ・生ごみ処理機の購入補助制度は、平成20年度で廃止。（府内26市町村中19市町村が補助）
 - ・市独自で、廃食用油の拠点回収、自治会等による資源ごみ回収奨励金などを実施。

3.宮津市の現状と課題

【環境施策】

○ 地球温暖化防止、海洋プラスチックごみ問題など地球環境保全の取組が喫緊の課題となっており、今後市民啓発などを含め市の環境問題への取組を充実強化していく必要がある。

- R 2 ゼロカーボンシティ宣言
- R 3 環境基本計画策定、気候非常事態宣言発出
- R 4 ペットボトル水平リサイクルの包括連携協定締結
- 「災害ごみ処理計画」「グリーン購入の調達方針」「地球温暖化防止計画（事務事業編）」などの計画が未策定。
- 市民等に環境への配慮を求める上で、市役所自ら率先した環境への配慮行動が求められる
- R 3 から、宮津市では世界から選ばれる観光地に向け、観光SDGs の取組を推進中。

※「サステイナブル・トラベルに関する調査」（ブッキングドットコム）

「滞在先にゴミをリサイクルする仕組みがないと不満に思う」という旅行者が過半数

「今年はサステイナブルな宿泊施設に滞在したい」と考える人が8割以上。

3.宮津市の現状と課題

【総括】

宮津市では、これまでゴミの分別収集や処理などの問題に力を注いできたが、地球温暖化や循環型社会の形成などグローバルな課題との連携が不十分で、市民等への情報発信や啓発などの取組が十分できていなかった。

こうしたことから、計画の策定ではなく、最も市民に訴求力のある条例の制定という形で、資源循環型社会の形成による持続的な脱炭素社会の構築と海洋プラスチックごみ問題の解決をはじめ自然との共生という目的を達成することが必要と考える。

脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現

4.新条例の名称・考え方

【新条例の名称】

宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）

条例の名称理由：

「プラスチック製品が二酸化炭素の排出、海洋プラごみ問題など環境負荷の大きな原因となっていること」

「2021年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定されたこと」等

愛称例：『資源をつなぐ「環」の条例』

『美しい海を未来に残す条例』

『プラゴミゼロのまち条例』

『資源循環による持続可能なまちづくり条例』

参考（既存条例）

『美しく豊かな阿蘇海をつくり未来につなぐ条例』

『宮津市安全で美しいまちづくり条例』

『ふるさと宮津を守り育てる条例』

4.新条例の名称・考え方

【条例全般の論点】

- 条例は府内初の条例であり、制定にあたり京都府及び市民・事業者、関係団体等との丁寧な意見交換などが必要
- 環境先進都市を目指し、市民や事業者等に環境に配慮した行動を求め、市民・事業者・行政等の関係者が一体となって、プラスチック等の資源循環を促進し資源循環型社会を形成していく理念条例とし、努力義務は課すが規制や罰則などの規定は設けない。
- 宮津市のプラスチック等の資源循環や環境等の現状・課題を踏まえた課題解決型の条例とする。
- 事業者や市民に対し協力を求める条例であり、できるだけ平易な表現を心掛ける。
- 「プラスチック資源循環法」において、市町村は容器包装廃棄物以外のプラ使用製品廃棄物の分別基準の策定・周知とプラ使用製品の一括収集を求めているが、現行のプラスチックの資源化の技術や仕組みでは対応は困難なため、今後の検討事項とする
- 府循環型社会推進計画、府プラごみ削減計画の内容を踏まえた条例とする。
- 新条例は「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」（以下「廃棄物条例」）と内容が一部重複するが、「根拠法や目的・趣旨が異なること」「両条例が相互補充関係にあること」から、両条例の併存は可能。なお、廃棄物の減量化対策は「廃棄物条例」改正により対応する。
- 条例で、市は、資源循環の基本指針を定めることとし、市、市民、事業者等の具体の資源循環の取組を展開する。

5.新条例制定のスケジュール（予定）

【令和4年】

9月

- ・ 廃棄物減量等推進審議会資源循環検討部会（2日）
- ・ 事業者聞き取り、ごみ減量化及び資源化調査
- ・ 廃棄物減量等推進審議会（30日）

10月

- ・ 市議会議員全員協議会（6日）
- ・ 新条例パブリックコメント

11月

- ・ 廃棄物減量等推進審議会資源循環検討部会
- ・ 廃棄物減量等推進審議会

12月

- ・ 市議会に議案（条例案）を提出

【令和5年】

1月 新条例の施行

9月 基本指針策定、公表

6.新条例の構成

【前文】

宮津市のプラスチック等の資源の循環に係る現状・課題、市の環境保全への決意や取組、目指すべき将来像などメッセージ性のあるものとする。

▶ プラスチック製品等の排出抑制、分別収集や海洋プラスチック問題への対応など循環型社会の形成に向かって、市民、事業者、行政、そして観光客のみなが連携し、取組を進めることによって、脱炭素社会の構築と自然との共生を目指し、持続可能なまちづくりを実現していく。

- ① 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」と「気候非常事態宣言」を踏まえた3 R + Renewableの推進
- ② 観光SDGsによる世界から選ばれる観光地づくり、観光客や観光事業者を巻き込んだ取組の推進、農林水産業などの産業、あらゆる社会経済活動への波及
- ③ 天橋立世界遺産登録推進活動と連動した、自然保護、海洋プラスチック問題への対応など自然共生社会の構築

6.新条例の構成

【総 則】

○目的

- ・プラスチック等の資源循環の促進に係る基本的事項を定め、市民、事業者、行政、そして観光客の連携のもと、資源循環の促進に関する施策を総合的、計画的に推進する。
- ・もって、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会を構築し、持続可能なまちづくりを実現する。

○基本理念

~~→2050年度までに二酸化炭素排出量の実質ゼロに向け、市、事業者、市民が一体となって、持続可能な脱炭素社会の構築を目指し、資源循環の促進に取り組む。~~

○宮津市の責務

- ・持続可能な脱炭素社会の構築と自然との共生を目指し、プラスチック等の資源循環の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

○事業者の責務

- ・事業活動において、持続可能な脱炭素社会の構築と自然との共生を目指し、積極的にプラスチック等の資源循環の促進に関する取組を行う。

6.新条例の構成

【総 則】

○市民＋観光客の責務

・市民及び観光客は、持続可能な脱炭素社会の構築と自然との共生を目指し、プラスチック等の資源循環の促進に関する取組を行う。

○京都府・他市町・民間企業等との連携

・市は、持続可能な脱炭素社会の構築と自然との共生を目指し、プラスチック等の資源循環の促進に関する施策の実施に当たり京都府や他市町、民間企業等と連携する。

○基本指針

・市長は、目的の達成に向けて、プラスチック等の資源循環の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を策定し、同指針に基づき施策を展開する。

6.新条例の構成

【具体の対策】

○プラスチック等の資源循環の推進

- 市は、プラスチックの資源循環を推進するため、3 R + Renewable（使い捨てプラスチック製品・容器包装等の使用抑制、紙など植物等から生産される再生可能な素材への転換、プラスチック製品や代替製品の長期使用・再使用、使用後のプラスチックの循環利用）の推進に努める。
- 市は、循環型社会の形成を推進するため、プラスチック以外の資源についても分別収集等による効果的な資源循環の取組に努める
- 市は、市民、事業者及び観光客等が行う自主的な資源循環の取組を促進するため、「資源循環に取り組む持続可能なまち・宮津」の情報・イメージを市内外に発信するなど、必要な取組を行う。
- 事業者は、プラスチックの使用削減、代替素材の活用に努める。
小売事業者は自ら販売した製品等の資源循環に努める。
観光事業者は、観光客等に廃棄物の分別を働きかけるなど資源循環の推進に資する環境を整備する。
- 市民及び観光客は、プラスチック廃棄物の削減につながる製品の選択、プラスチック廃棄物の分別排出に努める。

6.新条例の構成

【具体の対策】

○海洋プラスチックごみ対策の推進

- 市は、海洋プラスチックごみ対策を推進するため、海岸清掃等を市民や事業者の協力を得て実施する。
- 市は、市民、事業者、水産事業者、農林事業者及び観光客等と連携し、海洋プラスチックごみの発生抑制に努める。

○環境教育・学習の推進

- 市は、循環型社会形成による持続可能な脱炭素社会づくりと自然との共生に関する市民の意識を高め、主体的かつ楽しみながら積極的に行動する人材を育成するため、先進企業など市内外の事業者との連携のもと、学校、企業、福祉施設、地域社会その他様々な場を通じて、全世代に向けた実践的な環境教育・学習を推進する。

○体制の整備

- 市民・事業者・関係団体等によるプラットフォームの設置、市役所の対策本部設置

○財政上の措置

- 市は、資源循環の促進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講じるよう努める

7.ごみの資源化、減量化に資する事（新条例に基づき策定する基本指針に掲げる具体の事業の例示）

○市民・事業者・行政（市）の行動指針（市民環境、産業経済、健康福祉）

市民：啓発等取組、市民の主体的行動に対する支援制度創設

事業者：製造、小売業、観光、農業、林業、漁業等への働きかけ

行政（市）：環境先進都市、SDG s 未来都市の認定を含めたプロジェクト化、市役所の温暖化防止計画策定

○環境教育・学習（健康福祉、教育）

- 学校・保育施設等における清掃活動やゲーム、食育を通じた環境学習、分別意識の学び
- 公民館等を中心とした、地域住民の環境学習
- 事業者向けの環境講習会等の実施
- 諸団体や福祉施策と連携した高齢者の環境学習の場の創出、分別意識の醸成など

○情報発信

- 観光SDGsの取組の情報発信（世界から選ばれる観光都市として情報発信、観光客等への協力要請）
- 資源循環やごみ減量化の取組の意義や成果に関する市民への積極的な情報発信（環境行動への動機付け）
- 住民や観光客、移住者等にもわかり易い分別方法の情報発信

7.ごみの資源化、減量化に資する事（新条例に基づき策定する基本指針に掲げる具体の事業の例示）

○資源ごみの直接資源化・集団回収の促進（市民環境、健康福祉）

- ゴミ袋のあり方について検討
- 通常のごみ収集とは別の収集体制の検討（自治会、障害者福祉事業所）
- 民間の廃棄物処理事業者との連携による紙ごみ（古紙、雑誌、雑紙等）の収集

○食品ロス問題への対応（市民環境）

- 市民向けの食品ロス削減の啓発（買い物や外食の場面での食品ロスの削減）
- 観光事業者等向けの食品ロス削減の啓発（提供量や提供方法の工夫）

○食品類のごみ減量化（市民環境）

- 生ごみの堆肥化の推進
- カニ殻、カキ殻等の有効利用

○リユース事業の推進（市民環境）

- フリーマーケット、リユースショップ等の推進

7.ごみの資源化、減量化に資する事（新条例に基づき策定する基本指針に掲げる具体の事業の例示）

○SDG s 観光関連（産業経済）

- 宮津地域のSDG s 認証
- 観光事業者への機運醸成
- 宿泊施設認証制度
- ゴミの分別促進環境整備支援（ペットボトル用のごみ箱設置、部屋ごとの分別用ゴミ箱の設置）
- 観光客等にも取り組みがわかり易いようなロゴステッカーの作成など

○企業との連携（市民環境、健康福祉、企画）

- ペットボトルの水平リサイクル
- 使い捨ておむつの再資源化の研究
- その他連携協定企業

○海洋プラスチックごみ対策(市民環境・産業経済)

- 農業者や漁業者への資源化、減量化の働きかけ

宮津市 ごみ減量化及び資源化調査等について

令和4年9月30日

NTTビジネスソリューションズ 京都ビジネス営業部

目次

- 1 地域食品資源循環ソリューションの目指すべき姿**
- 2 ごみ減量化及び資源化調査等について**
- 3 実機実証試験について**

1 地域食品資源循環ソリューションの目指すべき姿

- ✓ 食品残渣を食品残渣発酵分解装置（食品リサイクル装置）で処理することで、生ゴミ排出量の削減ならびに循環型社会の実現を目指します。



2 ごみ減量化及び資源化調査等について

- ✓ ごみ減量化及び資源化調査等業務における調査内容は下記のとおりです。

調査内容

現況調査

- 調査対象施設を市と協議のうえ選定し、選定した調査対象施設に対する現況調査（重量実測及びヒアリング）を実施（対象9施設を予定）
- 調査対象施設の事業系可燃ごみ、生ごみ、食品リサイクル装置対象のごみを対象とする。

想定値算出

- 調査対象施設の調査結果から、宮津市内の各業種における年間の事業系可燃ごみ、生ごみ、食品リサイクル装置対象のごみ想定量を算出

実機実証試験

- 実機運用によるオペレーション確認を実施
- 実機運用を行い、生ごみ減量効果・一次発酵物生成量等のデータを採取

データのとりまとめ及び報告書の作成

- 現況調査の実績及び調査に基づく想定量、実機実証実験報における運用状況・課題等をまとめ報告書を作成

3 実機実証試験について

- ✓ 設置いただいている機器概要及び設置施設のご紹介をいたします。

食品残渣発酵分解装置（食品リサイクル装置）

- 食品残渣を微生物由来の堆肥化促進材※の力で、分解し堆肥の元となる一次発酵物を生成します。
- 密閉式で、閉口中は臭いもほとんど発生しません。※ アサヒバイオサイクル社のサーベリックス「枯草菌C-3102」を使用しています。



～特徴～

幅広い業務用食品（野菜、果物、惣菜等）残渣を発酵分解

お客様作業は、食品残渣を装置に投入のみ（一日一回堆肥化促進剤を投入していただきます。）

24時間後に食品残渣を約1/10に分解。

数日から一週間後には約1/20程度となり、一次発酵が完了。（分解速度、分解率については、残渣種別によって異なります）

ゴミか。資源か。



実機設置施設について

- 設置施設：ハーベスト宮津工場様
- 対象生徒数：990名（教職員含む）
- 設置機材：MDT-200 ※最大処理能力 200Kg/日
- 設置予定期間：7/31-11/30
※本格稼働は、夏休み明けの9月から



ハーベスト宮津工場様



設置機器



残渣投入時

大型ごみ収集運搬について

1. 定義 「大型ごみ」とは… 家庭系一般廃棄物で、縦、横、高さのいずれか1辺の長さが50cm以上あり、宮津市指定ごみ袋（大：45ℓ相当）に入らない大きさのもの。

2. 現状

(1) 大型ごみ（家庭系）の捨て方

| | 個別収集(市委託業者による収集運搬) | 直接搬入(処理施設への自己搬入) | 民間許可業者 |
|-------|--|---|----------|
| 排出方法 | 市委託業者が申込者の自宅に出向き個別収集を行う方法。市内15か所の手数料券販売所で処理手数料券を購入し支払い | 排出者が自ら宮津与謝クリーンセンターまで大型ごみを運搬し搬入する方法。クリーンセンター窓口で現金支払い | 各許可業者が設定 |
| 排出可能日 | 自治会ごとに定められた月1回の大型ごみ収集日 | 月～土曜日、第2日曜日及び祝日 ※土曜は午前のみ | |
| 申込 | 収集日の3日前までに申し込みが必要 | 事前申込不要 | |
| 処理手数料 | 品目ごとに定められた金額(500円～2,000円) | 品目にかかわらず100円/10kg | |

(2) 近年の大型ごみの収集実績

| | H30 | R元 | R2 | R3 |
|--------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| 個別収集 | 17 t | 24 t | 19 t | 12 t |
| 手数料券収入 | 2,357,000 円 | 2,927,487 円 | 806,199 円 | 594,899 円 |
| 直接搬入 | 31 t | 41 t | 162 t | 118 t |

(3) 近隣市町の状況

| | 与謝野町 | 伊根町 | 宮津市 |
|---------|------|-----|-----|
| 個別収集の有無 | なし | なし | あり |

3. 見直し検討の考え方・方向性

- ◇ R2年度宮津与謝クリーンセンターの稼働により、直接搬入の利便性が向上し、個別収集の需要が一定減少
- ◇ 宮津市第2期行財政運営指針に基づく「中長期的な視点による行財政運営と高コスト体質の改善」
- ◇ 一方、自家用車を保有されないなど、直接搬入が困難な方（主には高齢者世帯）へのセーフティネットとして、支援・代替措置の検討が必要

し尿くみ取り手数料について

1. 宮津市のし尿くみ取り制度概要

- 実施方式：一般廃棄物収集運搬許可業者（4社）への委託収集方式。市エリアを四分割し、4社によるローテーション制で担当エリアを分担
- くみ取り頻度：①定期くみ取り（使用実態に応じて、月4回～6か月毎に1回の定期くみ取り）
②随時くみ取り（申込毎にくみ取り） } 選択制
- くみ取り日：①定期日（月1回、地区ごとに決められたくみ取り日）
②臨時日（月2回、市内全域のくみ取りを受け付け） } 原則としていずれかのくみ取り日に対応
- し尿くみ取り手数料：213円/18ℓの従量制（うち業者委託料210円、くみ取り量計量器メンテナンス費用3円）

2. し尿くみ取り手数料の見直し検討の背景・理由

- 下水道使用料、浄化槽維持管理費用と比較した場合、し尿くみ取り手数料は相対的に安価
 - 公共下水道及び浄化槽による汚水処理方式と、市民負担のバランスをとる必要がある
（下水道事業の健全経営を図るため、令和4年度現在、下水道使用料金の見直しについて審議会が設置され審議が行われている）
 - より環境負荷の少ない浄化槽等への転換を促進する観点からも、くみ取り手数料の見直しが必要
 - また、現在実施している浄化槽維持管理費支援のあり方についても検討が必要
- 消費税率改定に伴う改定を除けば、直近の単価見直しはH23年度 ⇒ 物価・人件費等の単価の適正化が必要

令和4年7月から令和4年10月までのくみ取り予定表
当日の申込みは受付出来ません。前々日午前中までにお申込み下さい。
8月13日から8月16日はくみ取り業務はお休みします。

【注意】

◎くみ取り当日は、くみ取り口付近に洗水用の水を必ず準備してください。
 ◎くみ取り日以外の臨時日等でくみ取りした場合も、次回の予定月にくみ取りします。
 次回のくみ取りがご不要の場合は電話等でご連絡ください。
 ◎転居、転出されるときまたは浄化槽や下水道に接続するときは必ずご連絡をお願いします。
 ◎くみ取り料金の請求は翌月に行います。支払期限及び口座振替日は翌月末日に行います。
 (翌月末日が金融機関の休業日の場合、翌営業日が振替日になります。)

宮津市市民環境課
 環境衛生係(本館1階)
 TEL 45-1617(直通)

| 木谷清掃社 代表 木谷恵美 TEL 22-2365 | エルバイイー 代表 島田政則 TEL 25-1620 | くみ取り予定日 | | | | 富田公衛社 代表 富田昭邦 TEL 22-3338 | 鶴賀清掃社 代表 富田正浩 TEL 46-4622 |
|---------------------------------|----------------------------------|---------|--------|--------|--------|---------------------------------|---------------------------------|
| | | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | | |
| 須津1~9 | 本町・魚屋・皆原・山中 | 1日(金) | 1日(月) | 1日(木) | 3日(月) | 宮村・辻町8~12 | 福田・万町・大久保 |
| 須津10~16,18・宝山 | 港・下石浦・上石浦 | 4日(月) | 3日(水) | 2日(金) | 4日(火) | 宮本・城南 | 鳥が尾 |
| 須津17,19,20・浜垣 | 浜野路1~8 | 5日(火) | 4日(木) | 5日(月) | 5日(水) | 百合が丘 | 天神 |
| タヶ丘 | 浜野路9~15 | 6日(水) | 5日(金) | 6日(火) | 6日(木) | 城東1~5,14,16~20,24,25,30 | 松縄手・今福 |
| 旭が丘・第2旭が丘 | 由良宮本 | 8日(金) | 8日(月) | 9日(金) | 11日(火) | 城東26~29・辻町1~7 | 喜多8~10 |
| 溝尻 | 由良脇 | 11日(月) | 9日(火) | 12日(月) | 12日(水) | 新浜・京街道・柳縄手・島崎・東国名賀・惣・ゲンゼ | 喜多11~12 |
| 国分 | 鶴賀・城内・文珠・杉末・日吉 | 12日(火) | 12日(金) | 13日(火) | 14日(金) | 城東6~13,15,21~23 | 小田 |
| 小松・天橋1~3 | 日置上1~7 | 14日(木) | 17日(水) | 15日(木) | 17日(月) | 上司1,2,11~14,16,17 | 亀ヶ丘・浪花 |
| 天橋4~10 | 日置上8~10・世屋地区 | 15日(金) | 18日(木) | 16日(金) | 18日(火) | 田井・新宮・脇 | 漁師町 |
| 中野 | 日置浜 | 19日(火) | 19日(金) | 20日(火) | 20日(木) | 矢原・獅子・中村・小寺 | 岩ヶ鼻 |
| 大垣 | 松ヶ岡・白柏・池ノ谷 | 20日(水) | 22日(月) | 21日(水) | 24日(月) | 上司3~6,8~10,15 | 里波見・中波見・梅ヶ谷・奥波見 |
| 江尻7~12 | 金屋谷・獅子崎・問屋町 | 25日(月) | 25日(木) | 26日(月) | 25日(火) | 中津・上司7,18 | 外垣・田原・長江 |
| 江尻4~6,13 | 西波路・波路町・波路 | 26日(火) | 26日(金) | 27日(火) | 26日(水) | 小田宿野 | 大島1~5 |
| 江尻1~3 | 滝馬1,2,5,6,13~25 | 28日(木) | 29日(月) | 28日(水) | 27日(木) | 島陰・鏡ヶ浦 | 大島6~10 |
| 難波野 | 滝馬3,4,7~12 | 29日(金) | 30日(火) | 30日(金) | 31日(月) | 銀丘 | 日ヶ谷地区 |

【臨時くみ取り日】

7月… 7日(木)・22日(金)
 8月… 10日(水)・24日(水)
 9月… 8日(木)・22日(木)
 10月… 7日(金)・21日(金)

※組番号はくみ取り登録時に通知した番号です

※令和4年11月~令和5年2月までの予定表は令和4年9月20日発行の広報みやづに掲載する予定です。
 予定表は宮津市のホームページからダウンロードすることもできます。

令和4年7月から令和4年10月までの し尿くみ取り委託業者の分担区域

宮津市市民環境課環境衛生係 電話 45-1617(直通)

業者のくみ取り分担区域を、7月から次のように変更しますので、あらかじめご了承ください。

| 宮津市字川向 木谷清掃社 代表 木谷恵美 TEL 22-2365 | 宮津市字獅子崎 エルバイイー 代表 島田政則 TEL 25-1620 | 宮津市字鶴賀 富田公衛社 代表 富田昭邦 TEL 22-3338 | 宮津市字須津 鶴賀清掃社 代表 富田正浩 TEL 46-4622 |
|---|--|---|---|
| 旭が丘・第2旭が丘・吉津地区(文珠除く)・府中地区 | 本町・魚屋・金屋谷・松ヶ岡・池ノ谷・白柏・日吉・杉末・鶴賀・城内・滝馬・西波路・波路町・波路・皆原・山中・獅子崎・問屋町・文珠・由良地区・日置地区・世屋地区 | 新浜・宮本・京街道・柳縄手・島崎・城東・城南・グンゼ・百合が丘・宮村・辻町・惣・東国名賀・栗田地区 | 万町・大久保・亀ヶ丘・浪花・漁師町・福田・上宮津地区・養老地区・日ヶ谷地区 |

くみ取り手数料について

◎従量制・・・18ℓまでが213円
18ℓを超え、18ℓ増すごとに213円が加算されます。
※複数の便槽をくみ取りする場合、原則として1便槽ごとに計量します。

○手数料のお支払について

くみ取り後に宮津市から送付する納付書または口座振替(引落し)による支払いになります。

納付書は、くみ取りした月の翌月中旬頃に送付します。

口座振替は、くみ取りした月の翌月末日に行います。なお、翌月末日が金融機関の休業日の場合、その翌営業日が引き落とし日になります。

計量器について

くみ取り量を自動で計量表示する計量器により計量します。

くみ取り時にくみ取り量および料金を記載した伝票をお渡します。

し尿収集料金等のお知らせ

| | |
|-------|-----------------------|
| 収集日 | 〇〇年〇月〇日 |
| 登録番号 | 〇〇〇自治会〇組〇番 宮津 太郎 様 |
| 汲取り業者 | 〇〇〇〇〇 |
| 作業員 | △△ △△ |

| | |
|-----------------------|---------|
| 今回の収集量 | 144 ℓ |
| 請求金額 | 1,704 円 |
| 上記の請求金額には消費税が含まれています。 | |

★お知らせ★
○このお知らせで、料金の支払いはできません。
○支払いに便利な口座振替をお勧めします。

収集料金は、
18ℓまでごとに213円です。

☆連絡先等
宮津市市民環境課環境衛生係
宮津市字柳縄手 345-1
電話 (0772) 45-1617(直通)

こんな場合は必ずお届けください

- 転居、転出されるときまたは浄化槽や下水道に接続するとき
- くみ取り間隔を変更するとき
- くみ取りがご不要のときまたは臨時日等くみ取り日以外にくみ取りを希望するとき
- 納付書等の文書送付先を指定、変更するとき
- 登録代表者(支払者)名を変更するとき
(口座振替による支払をされている場合は、変更手続きも併せてお願いします。)
- くみ取りの支払い方法を変更するとき
口座振替をご希望される場合、「宮津市口座振替納付依頼書」を送付いたします。必要事項を記入の上、依頼される宮津市取扱金融機関窓口に届出してください。

くみ取り日には

- 作業通路やくみ取り口付近に植木鉢等の障害物を置かないでください。
- くみ取り作業は午前8時頃から始まります。それまでに便槽の洗水用として、バケツ(10リットル)に2杯程度の水を必ず用意しておいてください。